

## ○鳴門市自治基本条例策定に向けた基本的な考え方

自治基本条例の策定につきましては、これまで自治振興会やNPOなど各種団体への説明会や、市民と市職員によるワークショップを開催してきました。

こうしたことを踏まえて、条例をつくる目的・位置づけ、条例づくりにあたって大切にしたい考え方など、条例策定に向けた基本的な考え方を取りまとめました。

### 1. 条例をつくる目的・位置づけ

地方分権社会では、地域の個性を生かしたまちづくりを、地域が主体的に進めていくことが求められています。そこで、市民参加と協働のまちづくりを推進し、地方分権時代にふさわしい、市民が主役のまちづくりを実現するため、鳴門市における自治のあり方を定める、最も上位となる条例をつくります。

### 2. 条例づくりにあたって大切にしたい考え方

#### (1) まちづくりの方向

鳴門市には、渦潮をはじめとする豊かで美しい自然や、その恵みを生かした産業、歴史や文化、温かい人情等、数多くの素晴らしい資産があります。

こうした長所を生かしながら、将来に引き継ぐとともに、市民一人ひとりが希望を持って、生活の豊かさとゆとりが実感できる、希望と誇りのある鳴門市づくりを進めていくことが重要です。

#### (2) まちづくりの主体

希望と誇りのある鳴門市づくりを進めていくためには、行政だけではなく、まちづくりの主役である市民や、事業者、コミュニティ等が、自らの役割や責務を自覚し、主体的にまちづくりに取り組むことが重要です。

#### (3) 自治意識の醸成

市民参加と協働のまちづくりを推進していくためには、市民一人ひとりの自治意識を醸成し、住民自治の機運を高めていくことが重要です。

#### (4) 次世代の育成

将来に渡り、市民が主役のまちづくりを実現していくためには、次代を担う子どもたちに、郷土の素晴らしさや住民自治の大切さを伝えていくことが重要です。

#### (5) 市民参加

市民が主役のまちづくりの実現にあたっては、主役である市民が、施策の計画段階から、実施、評価、見直しに至るさまざまな過程において、市政に参加できる機会が保障されることが重要です。

#### (6) 協働

さまざまな課題を解決し、活力ある地域社会を実現していくためには、市民と行政が、その役割や特性を理解し、相互に尊重し、信頼し、また補完しあいながら、それぞれの持つ力を発揮して協力して取り組むことが大切であり、協働のま

ちづくりを進めていくことが重要です。

#### (7) 情報共有

市民の市政参加や協働を進めていくためには、行政が積極的な情報公開に努めることはもとより、市民と行政が、それぞれ持っている情報を互いに知り、共有することが重要です。

#### (8) 人権尊重

希望と誇りのある鳴門市づくりを進めていくためには、市民一人ひとりが、その個性と能力が十分に発揮できるとともに、ともに認め合い、個人として尊重される地域社会として、基本的人権が保障されることが重要です。

### 3. 条例へ盛り込むことを検討したい主な項目

大切にしたい考え方が十分反映され、実効性のある条例となるよう、具体的な項目を条例に盛り込むことや規定の仕方について検討したいと考えています。

#### (1) 市民

##### ○市民の権利

市民は、等しく個人として尊重され、安全で安心な生活を営む権利を有しています。そして、自治の主体として市政情報を知り、市政に参加する権利や、地域における自治活動など、まちづくりのための自立した活動を営む権利も有していることから、こうした市民の権利について定める必要があります。

##### ○市民の責務

市民は、自らの発言と行動に責任を持ち、市民相互に連携し、互いの意見と行動を尊重する必要があります。また、自治の主体であることを自ら自覚し、まちづくりに取り組むとともに、行政サービスに伴う負担を受け持つ必要があることから、こうした市民の責務について定める必要があります。

#### (2) 事業者

企業などの事業者は、市民のくらしや地域経済を支える担い手であり、今後ますます地域の一員として、まちづくりへの参加などの社会的な役割を担っていくことが期待されることから、事業者についても、まちづくりの主体として位置づける必要があります。

#### (3) コミュニティ

市民が主役のまちづくりを実現していくためには、自治振興会などの地域コミュニティやNPOなどが、自主的・自発的に組織され、地域の課題に積極的に取り組んでいくことが求められています。

そのためには、市民は、コミュニティの活動に対する理解を深め、参加・協力していくことが大切であり、行政も、その活動を促進するための支援を行うことが求められていることから、こうしたコミュニティの果たす役割や、市民や行政との関係について、定める必要があります。

#### (4) 議会・議員

##### ○議会の責務

議会は、条例の制定や改廃、予算の決定や決算の認定等を行う議決機関であり、地方分権社会において果たす役割はますます重要になっていることから、こうした議会の責務について定める必要があります。

##### ○議員の責務

議員は、選挙で選ばれた市民の代表者として、市民の意見を市政に反映することが求められていることから、こうした議員の責務について定める必要があります。

#### (5) 市長・職員

##### ○市長の責務

市長は、選挙で選ばれた市の代表者として、公正かつ誠実に職務を遂行していく必要があります。

また、常に市民の目線に立った行政運営に努めるとともに、市民の意向を把握し、的確な判断のもとで、効率的な行政運営を図ることが求められていることから、こうした市長の責務について定める必要があります。

##### ○職員の責務

職員は、市民参加と協働のまちづくりの重要性を認識し、市民本位の立場に立ち、自らの能力向上、市民との信頼関係の構築に努め、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行することが求められており、こうした職員の責務について定める必要があります。

#### (6) 行政運営

地方分権社会の行政運営は、市民参加と協働にもとづき運営されることが不可欠であり、次のような個別事項を規定する必要があります。

##### ○施策形成

施策の計画段階から、実施、評価、見直しまでの過程を市民に公開するとともに、市民からの政策提案の実施、審議会委員等への市民公募、パブリック・コメント等を行います。

##### ○説明責任

市政に関する質問・意見・要望等を積極的に受け入れ、適切かつ誠実に説明責任を果たします。

##### ○総合計画

総合的かつ計画的な行政を図るため、総合計画を定めるとともに、各種事業・施策の実現に向けて適切な進行管理を行います。

##### ○行政評価

行政評価を行い、各種事業・施策の効果的な推進を図るとともに、評価結果を市民にわかりやすく公表します。

##### ○組織体制

市民にわかりやすい、機能的な組織づくりを行い、効率的な行政運営と、行政サービスの向上を図ります。

○財政運営

行財政改革に努め、健全な財政運営を行うとともに、財政状況を市民にわかりやすく公表します。

○広報広聴

市政情報について、広報紙やホームページ等を通じてわかりやすく広報するとともに、意見交換会等を行い市民の意見を聴き施策に反映させていきます。

○情報公開

行政運営の公正性の確保と透明性の向上を図るため、行政が保有する情報を積極的に公開するとともに、市民との情報共有に努めます。

○個人情報保護

市民一人ひとりの基本的人権が保障されるよう、行政が持っている個人情報について適正に取り扱い、個人の権利や利益を保護します。